化学製品ＰＬ相談センター　　2006年11月10日発行

アクティビティーノート〈第117号〉

Contents

2006年10月度における受付相談事例を中心に記載しています。

1．　相談業務

1．1．相談受付件数

2006年10月度 相談受付件数（ 9／21～10／19　実働：20日）

	事故クレーム関連相談	品質クレーム関連相談	クレーム関連意見･報告等	一般相談等	意見･報告等	合計	構成比
消費者･消費者団体	5	4	0	13	0	**22**	55%
消費生活Ｃ･行政	2	0	0	6	0	**8**	21%
事業者･事業者団体	0	1	0	7	0	**8**	21%
メディア･その他	0	0	0	1	0	**1**	3%
合計	**7**	**5**	**0**	**27**	**0**	**39**	
構成比	18%	13%	0%	69%	0%		100%

相談内容区分（改訂 2003年8月）

区分	内容
事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的･物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に対する苦情
クレーム関連意見･報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見･要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談･問い合わせ等
意見･報告等	一般的な意見･報告･情報の提供を受けたもの

１．２． 受付相談事例および内容の紹介
—クレーム関連事案は全て紹介しています。

◆ 事故クレーム関連相談－７件

1. 「家具店で購入した木製家具（食卓・椅子）が１週間前に搬入された。それから気分が悪くなり、目がチカチカし嘔吐を起こした。病院で治療を受けているが、医師には家具との因果関係について尋ねていない。家具店に原因究明するよう要求したところ、「交換してもよいが、輸入時の検査に合格しており製品として問題はない」といって原因究明をしてくれず、検査項目を尋ねても教えてくれない。家具を輸入する際の検査項目を調査してほしい」という相談を受けている。なお相談者は１人暮らしで、「３週間くらい前に中古マンションに入居する際、壁紙と畳を新しくしたが、少しアレルギー体質であるため防虫駆除は行っておらず、入居してから家具が搬入されるまでは体調に異常はなかった。また現在、保健所にホルムアルデヒドの室内濃度測定を依頼している」とのことである。〈消費生活Ｃ〉
→木製家具の輸入に際して法的規制は特にありません。「問題はない」との根拠については、家具店から合理的かつ具体的に説明してもらうよう、相談者にお伝えください。また体調不調については、医師の見解を確認するとともに、家具が原因とお疑いなら、交換を視野に入れ、とりあえず別の場所に保管するなど、できるだけ自分のまわりから遠ざけておくようお伝えください。

2. 「家族が、修正ペンを使用していた際に、中の修正液を使いきったところ、ペン先から透明な液体が一気に流れ出て指にかかり、指がただれて医師の治療を受けた。メーカーに申し出たところ、『初めての事例だ』と言われたが、メーカーから入手した修正液の成分とその有害性に関する情報によると、皮膚を硬くしたり、かゆみを生じさせたりする物質が含まれているようだ。それらの成分について、実際のところどうなのか知りたい」という相談を受けている。なお製品にはそのような危険性を示す表示がなかったので、表示をするよう消費生活センターからメーカーに要望した。〈消費生活Ｃ〉→それぞれの成分の皮膚への影響について、製品安全データシート（ＭＳＤＳ）にもとづき解説。ただし製品としての危険性については、当センターはお答えできる立場にはありませんので、メーカーにお問い合わせください。またお話だけでは使用状況等の詳細が不明なため、液体が流れ出た原因が分かりかねますが、危険性の表示の必要性については、各成分の有害性ではなく、通常予見される使用形態における製品としての危険性にもとづき、検討するべきでしょう。

3. 当家の隣の駐車場にまかれた除草剤（非農耕地用）によって、当家の庭の、駐車場に接している部分の草が枯れた。近くに野菜も植えているので、それらを食べても大丈夫かを除草剤メーカーに問い合わせたが、「大丈夫だ」と言ったり「食べない方がよい」と言ったりで要領を得

ず、「非農耕地用除草剤を農耕地に使用してはならないと農薬取締法で定められている」と言われた。それなら隣人を農薬取締法で取り締まれないものか。〈消費者〉→農薬登録のない非農耕地用除草剤を農耕地に使用した場合は、農薬取締法違反となります(詳しくは農薬工業会(http://www.jcpa.or.jp/)、または農薬取締法を所管する農林水産省にお問い合わせください)。しかし非農耕地である駐車場に使用した非農耕地用除草剤が、何らかの原因で近隣の農耕地に損害を与えたという場合は、むしろ民法上の不法行為責任の問題と考えられます。

4. ２年ほど前、台風が接近中の大雨の朝、ガソリンスタンドで自家用普通車に給油後、2㎞くらい走行してエンジンが急停止し、危うく追突等の事故は免れたが、道路で立ち往生した。スタンドに連絡し、現場に来て車の状況を確認してもらうとともに、別途、自分で車のディーラーを呼んで、修理工場に運んで見てもらったところ、「車両には全く異常がないので、燃料の質に問題があるのではないか」と言われ、先を急いでいたため応急処置だけをしてもらった。昼過ぎにスタンドに電話したが、担当者が不在とのことで、ディーラーの見解について伝言を残した。それきり１週間経っても連絡がないため、スタンド経営会社の責任者宛に文書を送り、代表取締役との面談を行った際、文書回答を求めた。後日、代表取締役名で、「当日、他にも同様のトラブルがあり、調査の結果、店舗の老朽化により地下タンク内に雨水が混入していたことが判明した」との書面による回答を得た。必要な処置をしてもらうためにスタンドに車を持ち込んだが、代表取締役自身が車を見て、「水抜きの必要はない。どうしても気になるならやってもよい」と言われ、時間がなかったため水抜きは依頼しなかった。そのまま１年半乗り続けていたところ、再びエンジントラブルを起こし、車のメーカーに調べてもらったところ、「燃料系の部品がすべて錆びているので、交換する必要がある」と言われた。スタンド経営会社に修理費用を請求する文書を送ったところ、「『揮発油等の品質の確保等に関する法律』(品確法)に則り品質を確認している。これ以上は対応しかねる。異議があれば当社の代理人(弁護士)に申し立てるように」との回答だった。そこで、品確法を所管する資源エネルギー庁に、不正がないか調査するよう求めたのだが、「当該スタンドを調査したが、品確法違反の事実はない。また双方の主張には食い違う点があるが、既に年月が経過しているため、雨水が混入した事実が確認できない」と言われた。このような場合、製造物責任(ＰＬ)法に基づき損害賠償を請求できないか。〈消費者〉→ＰＬ法は、製造物の欠陥によって生命、身体または財産に被害を受けたことを証明した場合に、被害者がその製造物の製造業者等に対して損害賠償を求めることができるとする法律で、ガソリンスタンドでガソリンに雨水が混入したというような、販売店の商品管理上の問題は、該当しないと考えられます。(ただし、その場合でも、民法に基づく不法行責任等の要件を満たしていれば、スタンド経営会社に損害賠償を請求することもできるでしょう。これまでの経緯を整理し、地域の消費生活センターまたは弁護士会等に相談してみてください)

5. 入浴剤を使用したところ、浴槽(ステンレス製)が錆びた。製品には「ホーローの浴槽には使用できない」と表示されていたが、ステンレスに関する注意表示はなかった。賃貸住宅のため修理しなければならないので、販売元に申し出ようとしたが、営業時間外で連絡が取れなかった。製造販売元の方に連絡したところ、「成分の一つであるミネラル塩には硫黄が含まれているため、化学反応を起こしたのだろう。製造販売元では対応できないため、販売元に申し出るように」と言われた。その後、販売元に連絡し、製造販売元の見解を伝えたところ、「テストで問題ないことを確認している。製造販売元は本当にそのようなことを言ったのか。言ったのは誰か」と怒り出し、「それなら着払いで入浴剤を送ってくれれば代金は返すし、浴槽も修理または交換する」と言うのだが、本当に補償する気があるのか疑わしい。参考までに別の大手入浴剤メーカーに問い合わせたところ、「硫黄は浴槽やフロ釜をいためる可能性があることは入浴剤業界で常識であり、当社の入浴剤には使用していない」とのことであった。硫黄は一般にどのようなものに対して反応を起こすのか。〈消費者〉→硫黄の性質に関する一般的な情報を提供。ただし入浴剤の成分による浴槽等への影響に関する一般的な情報については、日本浴用剤工業会(http://www.jbia.org/)にお問い合わせください。[後日、販売元から、「浴槽のサビの原因が当社の入浴剤であるかどうか現時点では不明であるが、『購入された入浴剤を送ってくれれば返金または代品交換をすること、および浴槽の現状を確認した上で修理または修理が不可能な場合には交換等の対応をする』と提案した。しかし『入浴剤は捨ててしまいたい。浴槽は交換するからその費用を払ってほしいが、訪問は断る』と言われ、事実確認ができない。中立機関として化学製品ＰＬ相談センターで現場を確認し原因究明を行ってほしい」と相談された。当センターでは現場訪問や原因調査は行っていないため、独立行政法人 製品評価技術基盤機構のホームページに掲載されている経済産業省の「原因究明機関ネットワーク」(http://www.jiko.nite.go.jp/index6.html)、独立行政法人国民生活センターのホームページに掲載されている商品テストを実施する機関のリスト(http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html)を紹介した]

6. 除湿剤(成分:塩化カルシウム)30個を家の各所で使用していた。使用期間が過ぎたので取替えようとしたところ、そのうちの一つがクローゼットの中で液漏れしていたほか、別の一つからも液がにじみ出ていた。液漏れの対処方法をメーカーに問い合わせ、その指示に従い水拭きを繰り返したが、木部についたシミが取れない。ほかによい方法はないか。またメーカーは「現品を送ってくれれば新品と交換する」と言うが、製品を改善すべきだと思う。しかし自分でメーカーと交渉するのは面倒なので、化学製品ＰＬ相談センターからメーカーに依頼してほしい。〈消費者〉→塩化カルシウムの水溶液が木製品に染み込んでしまった場合、塩化カルシウムが湿気を吸い続け、表面を拭いてもなかなか乾きません。濡

らした布で水を浸すようにして染み込んだ塩化カルシウムの液を溶かし、次に乾いた布でその水気をよく拭き取るという作業を根気よく繰り返し、染み込んだ塩化カルシウムを吸い出す方法が最も効果的です(ただし塩化カルシウム水溶液は弱アルカリ性で、人によっては手荒れ等の原因となるほか、皮膚に接触したまま長時間放置すると「化学やけど」を起こす恐れがありますので、処置の際には炊事用手袋等のご使用をお勧めします)。なお当センターは、当事者間による交渉のポイントを助言したり、両当事者の了解のもとに双方の主張の調整を行ったりすることはできますが、一方当事者の代理人として交渉にあたるということは行っておりません。お話だけでは液漏れが設計上の問題によるものか製造上の問題によるものか等が分かりかねますが、原因によって再発防止に必要な対策も異なってくるものと思われます。シミが取れなかった場合にどうするかも視野に入れて、液漏れの原因究明についてメーカーとご相談ください。

7. 新築の家に虫がわいた。建築会社に申し出たところ、害虫駆除業者が派遣されてきて、燻蒸による殺虫処理が行われたのだが、作業によってタペストリーに何か白いものが付着したり、買って間もないテーブルの表面にシミが残ったりした。テーブルを弁償するよう駆除業者に求めたが、「そのようなはずはない」と言って因果関係を認めない。建築会社が「分析費用を負担する」と言っているので、タペストリーの付着物を分析できる機関を紹介してほしい。〈消費者〉→経済産業省の「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関を紹介します。ただし成分が不明のまま漠然と分析するのは極めて困難と思われるため、あらかじめ使用された薬剤の成分について駆除業者等を通じて問い合わせておくとよいでしょう。

◈ 品質クレーム関連相談－５件

1. 電気ケトル(Ａ社製)を使い始めたところ、たいへん便利だったので、もう一つ欲しいと思っていたら、子供がＡ社のものより安い電気ケトル(Ｂ社製)を見つけて買ってきてくれた。しかしフタを開けるとプラスチックの臭いがして、沸かした湯にも臭いがつく。湯を沸かして捨てることを５～６回繰り返したり、炭を入れてみたりしたが効果がなかった。Ａ社のものではそのようなことはなかったため、心配になってＢ社に申し出たところ、「材質はＡＢＳ樹脂で、確かに臭いはするが、安全性には問題はない」と言われたが、本当か。〈消費者〉→一般的には、プラスチック製の食品容器具は、食品衛生法に基づく規格基準により、材質試験と溶出試験の両面から規制されています。しかし当センターは特定の商品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、「問題はない」との根拠について、メーカーから合理的かつ具体的に説明してもらってください。

2. 水(湯)しか入れたことのないエアーポットの湯が黄色くなっており、揚水パイプ(材質:ポリプロピレン)を見たら元は白かったものが黄ばんでいた。取扱説明書によると揚水パイプは消耗品とのことなので、劣化したのだと思うが、揚水パイプから何か湯に溶け出した場合、人体に害はないのか。〈消費者〉→お話だけでは揚水パイプや湯が黄色くなった原因について確かなことは分かりかねますが、当センターは特定の商品の安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、まずはメーカーにお申し出ください。

3. １ヵ月ほど前、電気炊飯器(７～８年使用)の付属品のしゃもじ(乳白色)の先端部分が薄い青緑色に変色していることに気付いた。しゃもじはご飯をよそう以外には使用していない。メーカーに問い合わせたところ、「そのようなことは初めてだが、新しいしゃもじに買い換えるように」と言われ、同社が現在扱っているしゃもじ(材質:ポリプロピレン)を購入した。しかし２週間ほど使用しているうちに、前のものと同様に変色したので、その原因と安全上の問題の有無について知りたい。〈消費者〉→お話だけでは変色の原因が分からないため、安全上の問題の有無についてもお答えしかねます。新しく購入したしゃもじも変色したことを再度メーカーに申し出て、変色の原因を踏まえて使用に支障がないかどうかを説明してもらってください。

4. 通信販売で遠近両用メガネを購入したが、よく見えない。販売会社に申し出たが、「すべて検品しているので製品に問題はない」と言って相手にしてくれず、社長と話がしたいが、不在だと言って取り次いでくれない。なぜ社長が出てこないのか。〈消費者〉→社内の問題について当センターでは対応いたしかねます。メガネの不具合については同社の担当者とよくお話し合いください。

5. 当社が輸入販売している塗料を作業場の壁に使用した板金塗装事業者から、「１年半ほど前に購入した当初は問題なかったが、２ヵ月前に使用したところ、塗布面にカビが発生した。壁を元の状態に戻し、使用できない製品に相当する金額を返してほしい」という苦情を受けている。現場を確認した上で誠実に対応したいが、どのようにすればよいか。〈事業者〉→まずは使用・保管の状況や被害の内容等の事実関係を把握し、カビが発生した原因を調べる必要があるでしょう。

◈ 一般相談等

- ５年前に友人から２種類のアイピローを貰い、部屋に置いていたのだが、最近になって、中身が減っていることに気付いた。表示によると、一方は外装がＰＶＡで内容物はプロピレングリコール、もう一方は外装はＰＶＣで内容物は蒸留水であるが、後者はほとんど中

身がなくなっており、両方とも捨てるつもりである。外観からすると液漏れした様子はないので、ガス化したのではないかと思うが、それを吸入していた場合、健康に影響を及ぼすことはないか。〈消費者〉→プロピレングリコールは蒸発しにくいものですが、水が含まれている場合、水分が外装を透過して蒸発した可能性も考えられます。ただしお話だけでは確かなことは分かりかねるため、メーカーが分かれば、そちらにお問い合わせください。

- 瞬間接着剤を使用中に両手に１滴ほど付いて、お湯で洗っても取れなかったが、しばらくしたらいつの間にか取れていた。その間、山芋をすりおろして食べたのだが、その際に接着剤が混入し、食べてしまった可能性もある。今のところ特に体に異常はないが、大丈夫か。またおろし器に接着剤が移ることはないか。〈消費者〉→瞬間接着剤が混入した山芋を食べてしまったとしても、ごくわずかな量なので、通常は人体に影響を及ぼすとは考えにくく、またおろし器に移ることもないでしょうが、確かなことはメーカーにお問い合わせください。

- ２年近く前、掛け時計に使用していたアルカリ乾電池(外国製)から液漏れした。それを拭き取る際、最初は素手で行ったため、少し液に触れてしまったが、すぐに洗ってその後は手袋を着用したため、特に何ともなかった。翌月、電池の発売元に、漏れた液の成分について問い合わせの手紙を出したが、返事は来なかった。その出来事をふと思い出したので、液の成分が何であったのか、今後のために知っておきたい。〈消費者〉→アルカリ乾電池の中の成分には水酸化カリウムが含まれており、皮膚に触れた場合、手当てが遅れると炎症等を起こす恐れもあります。詳しくは(社)電池工業会(http://www.baj.or.jp/)にお問い合わせください。

- 「梅干を漬けようと、梅に梅酢を加え、アルミホイルを被せた上から重石を置いた。３日後に見たら、アルミホイルが重石や梅にくっついてバラバラになっていた。溶けたのではないかと思うが、梅干を食べても問題はないか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉→アルミニウムは一般的に酸に対して弱いため、梅酢に含まれている有機酸によって溶けた可能性がありますが、確かなことは、ご使用のアルミホイルのメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

- フッ素樹脂加工のフライパンの安全性について、消費者から問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉→フッ素樹脂製品一般の情報については日本弗素樹脂工業会(http://www.jfia.gr.jp/)に、また個別の製品に関する情報については使用しているフライパンのメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ 給食の調理場に勤務している人から、台所用中性洗剤をすすぎ残した場合の安全性について問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉→日本石鹸洗剤工業会(http://www.jsda.org/)によると「洗剤の主成分である界面活性剤の最大摂取量(洗剤を使用して食器や野菜を洗った際のすすぎ残し等により経口摂取されると想定される最大の量)は、慢性毒性(通常の条件下で長期にわたり使用した場合の人体に対する毒性)の試験における最大無影響量(動物実験で影響が見られない最大の投与量)よりもはるかに微量(1/1000以下)と推定されている」とのことです(詳しくは同会にお問い合わせください)。しかし、洗剤には界面活性剤以外にもさまざまな成分が含まれているため、製品としての安全性については、使用している洗剤のメーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆ ドラッグストア等で広く売られているシャンプーを使用していたが、美容師から「そのシャンプーに含まれている成分は、タンパク変性作用があるので、よくない」と言われた。シャンプーのメーカーに問い合わせたところ、「厚生労働省の指導に則っているので問題はない」というようなことを言われた。実際のところ、それらの成分の安全性はどうなのか。〈消費者〉→シャンプーの成分に関する一般的な情報については、日本化粧品工業連合会(http://www.jcia.org/)にお問い合わせください。

◆ ２～３年前に友人から錠剤タイプの入浴剤(浴用化粧品)を貰い、部屋に置いているのだが、香料のにおいがするので、健康に有害な成分が揮発しているのではないかと懸念している。製品には成分は表示されておらず、販売元に問い合わせたところ、「薬事法で全成分表示が義務づけられる前に製造販売したものだ」と言われた。〈消費者〉→当センターは特定の商品の成分や安全性等についてお答えできる立場にはありませんので、メーカーに再度連絡し、知りたいのは表示義務についてではなく安全性についてであることを伝えてください。

◆ 化粧品のカタログに記載されている成分の数が、実際の製品に表示されているものよりも少ないことがある。同じ製品なのに成分表示の内容が違っていてもよいのか。また天然化粧品の成分表示に、その成分の由来について表示されていないものがあるが、由来の表示は義務づけられていないのか。〈消費者〉→薬事法では、「化粧品」に配合したすべての成分の名称を、原則として直接の容器(被包)に表示することを義務づけていますが、由来の表示は義務づけていません。またカタログへの記載についても特に定めていません。詳しくは日本化粧品工業連合会　ＰＬ相談室、または薬事法を所管する厚生労働省にお問い合わせください。

◆ 「入浴剤や洗剤に使用期限はあるか」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉→使用期限は製品により異なりますので、各メーカーに問い合わせるよう、相談者にお伝えく

ださい。(なお入浴剤や化粧石けん等、薬事法上の「医薬部外品」または「化粧品」に該当するものについては、通常の保管条件化で３年以内に変質する場合には使用期限を表示することが義務づけられています)

◆「業者に依頼してシロアリ駆除を行った際、薬剤の有効期間は５年と言われた。そろそろ５年経つが、また駆除を行うとなるとそれなりに費用もかかる。有効期間５年というのは妥当な年数か」という問い合わせを受けている。〈消費生活Ｃ〉→(社)日本しろあり対策協会(http://www.hakutaikyo.or.jp/)の標準仕様書では、薬剤の持続効力の範囲内で「５年を目途に再処理を行う」と明記しているとのことです。詳しくは同会に問い合わせるよう、相談者にお伝えください。

◆△△社の○○という赤ちゃん用おしり拭きに「ノンアルコール」と表示されているが、成分表示によるとフェノキシエタノールが含まれている。△△社に問い合わせたところ、「フェノキシエタノールはアルコールではない」と言われたが、そうなのか。〈消費者〉→正式名を2-フェノキシエタノール(別名:エチレングリコールモノフェニルエーテルまたはフェニルセロソルブ)という物質は、グリコールエーテルの一種で、アルコールとは化学構造が異なるものです。

◆防腐剤として使われているパラベンについて、「パラベン」とだけ表示されている場合と、「メチルパラベン」と表示されている場合があるが、同じ物質か。〈消費者〉→パラベンには複数の種類があり、メチルパラベンはその一つです。

◆子供(小学生)が右手中指にアトピー性皮膚炎を発症したほか、鼻炎も患い、それぞれ医師の治療を受けている。それらの症状の原因について医師には尋ねていないが、発症の半年前から子供が使用し始めた学習机が原因かもしれない。その机は８年前に購入して、臭いが強かったために普段使っていない部屋にしまってあったが、それから１年半くらいして海外へ転勤することになり、昨年末に帰国するまで倉庫に預けておいたものである。「ＵＶ塗装」しているとのことで、それについてメーカーにも問い合わせているが、「ＵＶ塗装」は健康に影響を及ぼすようなものなのか。〈消費者〉→机が原因だとお考えなら、とりあえず机の使用を中止して様子を見るとよいでしょう。ただし机が原因であったとしても、臭いの原因と体調不調の原因が必ずしも同じであるとは限らず、また「ＵＶ塗装」以外に原因がある可能性も考えられます。机の材質についてメーカーに問い合わせた上で、症状の原因について担当医にご相談ください。(なお紫外線硬化型塗料を用いた塗装を一般に「ＵＶ塗装」などといいます。詳しくは(社)日本塗料工業会 塗料ＰＬ相談室にお問い合わせください)

◆ 家庭菜園にある木製フェンスに、ウレタン系塗料をシンナーで希釈して塗っていた際、誤って容器を倒し広範囲にこぼしてしまった。野菜や土壌への影響について塗料メーカーに問い合わせたが、「そのような場合の安全性については確認していない」と言われた。野菜を食べても大丈夫か。土は入れ替えた方がよいか。入れ替える場合、どのくらいの深さまで入れ替える必要があるか。〈消費者〉→(社)日本塗料工業会 塗料ＰＬ相談室に問い合わせてみてください。

◆ 最近「化学物質過敏症」にかかったという友人に、衣類を贈りたい。包装材はどのようなものがよいか。〈消費者〉→化学物質に対する感受性には個人差がありますので、ご本人やご家族に尋ねてみてはいかがですか。

◆ 離れて暮らしている子供に△△社のビタミン剤を送った。後になってどのようなものなのか疑問に思い、△△社に問い合わせたところ、「最近、製品をリニューアルしたので２種類ある。どちらの方か」と聞かれた。製品は子供に送ってしまったため製品名が確認できず、どう違うのか尋ねたが、分かるように説明してくれない。〈消費者〉→分からない点や疑問点を△△社に根気よく伝えて、分かるまで何度でも説明してもらうしかないでしょうが、医薬品に該当するビタミン剤であれば、医薬品ＰＬセンター(http://www.fpmaj.gr.jp/PL/pl_idx.htm)に相談してみてはいかがですか。

◆ 20年ほど前から使用しているヤカンの底に、白っぽい粒状の固形物が残っている。このヤカンは注ぎ口しか開口部がないため最近まで気付かなかった。固形物が何であるか調べたいので、分析機関を紹介してほしい。なおヤカンの材質はステンレス製だったと思う。また水は水道水を地域でタンクに受けたものが各家庭に配水されている。〈消費者〉→お話だけでは確かなことは分かりかねますが、水道水に含まれているカルシウム成分が付着した可能性もあります。分析をご希望であれば経済産業省の「原因究明機関ネットワーク」に登録されている検査機関をご紹介しますが、まずは地域の水道局に問い合わせてみるとよいでしょう。

◆ マンションの一室にある当建築事務所の床下で排水管から水漏れした。修理はすぐに行われ、床下も既に乾いているのだが、床下のオガクズやホコリなどが水を含んだ際の臭いが室内に漂ってきて、10日経った現在も消えないため、気分が悪くなった職員もいる。臭いの成分が人体に有害なものかどうか、空気を分析して調べてほしいと思い、保健所に相談したところ、化学製品ＰＬ相談センターを紹介された。〈その他(建築事務所)〉→当センターでは分析等は行っておりません。ご希望であれば、経済産業省の「原因究明機関ネッ

トワーク」に登録されている検査機関をご紹介しますが、どのような成分が含まれているかが分からず、対象物質が特定できないまま漠然と分析するのは極めて困難と思われます。既に床下の対策を講じたのであれば、室内空気の換気を心がけるとよいでしょう。

◆ **塗料、接着剤、建材、シーリング材などを日本に輸出するにあたり、製造物責任（ＰＬ）法で義務づけられている表示事項があれば教えてほしい。〈事業者〉**→ＰＬ法では具体的な表示事項等については定められていません。しかし「有用性ないし効用との関係で除去しえない危険性が存在する製造物について、その危険性の発現による事故を消費者側で防止・回避するに適切な情報」（経済企画庁国民生活局消費者行政第一課編『逐条解説　製造物責任法』より）を製造者が与えなかった場合、指示・警告上の欠陥があるとして製造物責任を問われる可能性があります。（なお成分や用途等によっては、該当する他の法律で定められていることがあります）

◆ **ＧＨＳ（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム）に対応したラベルとＰＬ対策としての警告ラベルとの関連について教えてほしい。〈事業者〉**→（社）日本化学工業協会（http://www.nikkakyo.org/）が、「ＧＨＳ対応ガイドライン概要」、「ラベル表示作成指針」等からなる『ＧＨＳ対応ガイドライン（暫定版）』を発行（平成18年5月）していますので、一般的な情報については同会 環境安全部にお問い合わせください。

化学製品ＰＬ相談センターニュースメールメンバー登録受付中！

『アクティビティーノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせするインターネットメールサービスです。

・人数や資格の制限はありません。（誰でも登録できます）
・費用は無料です。（インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください）
・お申し込みはFAX（03-3297-2604）またはE-mail（PL@jcia-net.or.jp）で。
　① ご氏名（フリガナ）　② お勤め先（フリガナ）　③ ご所属・お役職・ご担当など
　④ ご連絡先（勤務先か自宅かを明記）の住所・TEL・FAX・E-mailアドレス
　⑤ ホームページを開設している場合はURL　⑥ その他ご意見・ご要望など

※　ご連絡頂きました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

★アクティビティーノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品ＰＬ相談センター
〒１０４－００３３　東京都中央区新川１－４－１ 住友六甲ビル
ＴＥＬ：０３－３２９７－２６０２　ＦＡＸ：０３－３２９７－２６０４
ＵＲＬ：http://www.nikkakyo.org/plcenter/

２．　ちょっと注目

―毎月の相談事例からテーマを選んで調べてみました。

入浴剤を安心して使うには～浴槽･風呂釜への影響～

「入浴剤を使用したところ、浴槽(ステンレス製)が錆びた」という相談が、当センターに寄せられました。入浴剤の浴槽･風呂釜への影響については日本浴用剤工業会がまとめた、次のような使用上の注意があります。

日本で多く使われている浴槽の材質は、強化プラスチック(ＦＲＰ)、ホーロー、ステンレス等ですが、そのほかにも木、タイル、大理石などがあります。市販されている入浴剤の大部分は、浴槽を傷めたり傷つけたりすることはありませんが、イオウ配合の入浴剤は金属を腐食させる恐れがありますので注意を要します。またＦＲＰの一部や大理石の浴槽では、一度に多量の入浴剤を使用すると浴槽表面の光沢を失ってしまうものもありますので、商品の注意書きをよく読み、使用方法を守ってください。なお最近、湯が濁るタイプの入浴剤が出回っていますが、このタイプの入浴剤を溶かした残り湯を長時間浴槽に入れておくと、浴槽の底やまわりが白くなることがあります。しかし浴槽には影響なく、風呂用洗剤等で洗い流すときれいになります。

次に風呂釜への影響ですが、浴槽の湯を沸かす方式には、浴槽を下から直接加熱する方法、沸かした湯を蛇口から浴槽へ入れる方法(給湯式)、浴槽と風呂釜をパイプでつないで湯を循環させる方法(循環式)等があり、浴槽の湯が直接風呂釜やパイプと接触するのは循環式の場合です。循環式には自然循環方式とポンプによる強制循環方式とがあり、釜の材質には銅、アルミニウムが一般的に用いられています。したがって浴槽への影響と同様に、大部分の入浴剤は風呂釜等を傷めたり傷つけたりすることはありませんが、イオウ配合の入浴剤は循環式の風呂釜やパイプを腐食させる恐れがありますので注意を要します。また強制循環方式には循環途中にフィルターがセットされていますが、毛髪や汚れなどにより目詰まりを生じ、湯の循環量が少ないために炎が消えてしまうことがまれにありますので、充分水洗いをしてください。特に湯が濁るタイプの入浴剤では、風呂釜内部の湯アカ等に濁り成分が一部付着して、循環孔から浴槽内へ出てくることがありますので、風呂釜内部や循環孔のフィルターをホースなどを使ってよく水洗いすることをお勧めします。

浴槽や風呂釜の使用上の注意として「強酸、強アルカリ洗剤およびイオウ分を含む入浴剤や温泉水は、浴槽、風呂釜の材質を劣化させ、寿命を損なうことがありますので使用しないでください」という旨の記載がありますが、現在市販されている入浴剤の大半は、使用時に酸性やアルカリ性にはなりません。したがって浴槽や風呂釜の材質を損なうことはありませんが、使用に際しては、入浴剤の商品パッケージに記載の注意事項をよく読んでからお使いください。

出典：日本浴用剤工業会(http://www.jbia.org/)『入浴剤を安心して使うには』

３. 入手資料の紹介

―2006 年 10 月度に化学製品ＰＬ相談センターで入手した資料をご紹介します。
あわせて、資料のなかで化学製品に関連すると思われる記事についても紹介しています。

1. 独立行政法人 国民生活センター『たしかな目』№244、November.2006
2. 独立行政法人 国民生活センター「今月の原因究明テスト実施状況('06 年8 月分)」2006 年10 月6 日
3. ガス石油機器ＰＬセンター『ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2006.09
4. 家電製品ＰＬセンター『インフォメーション(2006 年9 月度)』
5. 生活用品ＰＬセンター『インフォメーション』№46、2006 年10 月
6. 日本化粧品工業連合会ＰＬ相談室「ＰＬ相談室受付概要(平成17 年10 月～平成18 年9 月)」
7. 日本化粧品工業連合会『コスメチックレポート』№180、2006/秋
8. (社)日本塗料工業会『日塗工月報』平成18 年10 月号
9. 花王(株)花王生活文化研究所『ＫＡＯ ＩＮＦＯＲＭＡＴＩＯＮ』2006 年9 月；
   食器洗い乾燥機使用者の意識と行動実態
10. (株)国際情報センター『ＰＬリポート』第132 号、2006 年10 月
11. (株)損保ジャパン・リスクマネジメント「国内製品リコール情報(2006 年9 月分)」
12. (株)東京リーガルマインド『法律文化』Vol.267、2006 年11 月

４. メディア情報から

―新聞(首都版)などで報道されている、化学物質・化学製品、消費者問題等に関する記事を紹介するコーナーです。
(記事の存在のみご紹介しています。記事そのものの提供は著作権法により禁じられていますので、内容の詳細は各紙面でご確認ください)

＊ 子どもの事故情報を共有し事故を防止するネットワーク作り。経済産業省が来年度から (9/23 日経)

＊ 生活用品による重大事故の報告義務化に向け、経済産業省で法改正への議論スタート (9/27 朝日)

＊ 重大製品事故の報告義務づけや事故情報の公表など、経済産業省が消費生活用製品安全法改正へ (10/18 読売)

＊ 経済産業省がガス機器の安全基準見直しを検討。不完全燃焼防止装置の設置義務づけなど (10/17 朝日)

＊ 電気ストーブ高温部への化学塗料使用を禁止へ、経済産業省が基準改正の方針 (10/18 日経、読売)

＊ 電子レンジ加熱式湯たんぽの破損でやけど。経済産業省が消費者に注意呼びかけと製造販売元に調査・対策を指示 (10/3 各紙)

＊ 自転車空気入れの事故頻発。国民生活センターの安全性テストで危険な不具合が判明 (10/7 朝日、読売)

＊ 国民生活センターが植物染料「ヘナ」配合と表示の白髪染めを調査。誤解を招く表示の改善を要請 (9/30 日経)

＊ 生活トラブルの相談先等を情報提供する「日本司法支援センター」(法テラス)が全国で業務を開始 (10/2 各紙)

いろいろな記念日等にちなみ、身近なものなどにまつわる化学トピックを紹介しています。

第８回　うるしの日（１１月１３日）

うるし工芸は日本が世界に誇れる伝統工芸技術の一つです。その歴史は古く、縄文時代にまでさかのぼることができます。うるしの製法と漆器の製造法が完成したのは平安時代になってからで、文徳天皇の第一皇子である惟喬（これたか）親王が京都の法輪寺に参篭し、ご本尊の虚空菩薩から伝授されて日本国中に広めたと言い伝えられています。その満願の日が 11 月 13 日であったことから、日本漆工協会が毎年 11 月 13 日を「うるしの日」と定めています。

うるしは、ウルシの木の幹に傷をつけて、そこから分泌される樹液を採取し精製したものです。日本のうるしの主成分はウルシオールで、これが固化するとうるし塗り独特の質感をもつ膜をつくります。一般的な塗料などのように水分や溶剤が蒸発して乾くのではなく、空気中の酸素と反応してウルシオールの分子同士が結合し(化学用語では「酸化重合」といいます)、高分子(＊1)を形成することによって固化します。このとき、うるしの中に含まれているラッカーゼという酵素(＊2)が、ウルシオールと酸素との反応を促す働きをします。この働きが活発になる環境は温度 20～25℃前後、湿度 80%前後であるため、一般的な乾燥と違って、むしろ湿気があった方が固化しやすいのです。なお、うるしはカブレを起こすことでも知られています。これはウルシオールによるアレルギー反応ですが、ウルシオールが完全に重合している漆器でかぶれることは通常ありません(まれに、作られたばかりの漆器で、重合し残ったウルシオールが蒸発してかぶれの原因となることがあります。購入する際に製造の時期を確認し、作られて間もない場合は、３～６ヵ月くらい経ってから使い始めるとよいでしょう)。

漆器は高級品で取扱いが難しいというイメージもあり、お正月などの特別なとき以外は押入れなどにしまい込んでしまいがちですが、汚れがこびりつかないうちにやさしく洗ってやわらかい布で拭くなど、いくつかの注意さえ守れば、それほど手入れに神経質になる必要はありません。普段の食卓でも活用して、日本の食文化とともに後世に伝え残したいものです。

(＊1) 分子が鎖状や立体的な網目状に連なった大きな分子。

(＊2) 生物の体内で作られるタンパク質の一種で、消化・生成など生物が生きていくための反応を促すもの。

※　次号の『アクティビティーノート』は、12月11日頃に発行の予定です。お楽しみに。